



産業医について

地域医療部 今福 裕司

Q 産業医って何ですか？

A 職場で働く方々の健康について相談を受けたり、健康診断の結果をみたりして場合によっては仕事を休んだほうがいかどうか判断したり、職場環境などに何か改善すべき点があれば管理者に助言を行ったりする立場の医師を産業医と言っています。これは働く方々を守る目的で出来ている法律（労働安全衛生法）で常時50人以上が働いている職場ではそのような立場の医師として、誰かを指定しなければならないことになっています。常時1000人以上の方が働くようなもっと巨大な職場では専属医師を雇うことが必要となりますが、多くの職場では医師を非常勤で雇うこととなります。

当健康管理係では健康診断を中心に行っておりますが、複数の職場の非常勤産業医も業務として引き受けておりますので時間、料金等含めて必要があれば浅間病院までご相談ください。

産業医の実際の仕事としては昔から3管理といい、（職場あるいは作業）環境管理、作業管理、健康管理が中心とされてきました。1つ目の環境管理はわかりやすくいうと、騒音がひどい職場ならばその対策（音源対策やそれが不十分であれば耳栓など）、有機溶剤を使用する職場であればその発生源対策や換気、あと有機溶剤どれだけ働く方々の体内に入っているのかを知る有機溶剤ごとの特殊健康診断（血液や尿中の有機溶剤成分の代謝産物を測定する場合があります）などもあり健康障害を防ごうという取り組みがなされます。

2つ目の作業管理は労働時間も含めて姿勢や重量物取り扱いによる健康障害の防止

など働く環境ではなく働く方々に起因する問題を取り扱います。これらは産業医がいてもいなくても職場で行うべき基本的なことですが、産業医もこれに参画して医師の立場から意見をすることが求められています。

3つ目の健康管理では健康診断の結果をみて必要なら医療機関での受診をすすめることとなります。受診の結果、問題なければ、それはそれで良いことです。要精密検査や再検査となった場合につきましては、ぜひとも医療機関を受診していただきたいと思えます。最近では従来の健康診断には現れない精神的健康の不調をストレスチェックという名前で行われておりますのでその結果によっては高ストレスの方々の面談も行います。

そして実際に私が多くの時間をかけているのは長時間労働者面談とストレスチェックの結果の高ストレス者の面談となっております。長時間労働者面談は職場のやり方にもよりますが、時間外・休日労働が月80時間以上の場合には産業医面談をする職場が多いと思えます。長時間面談もストレスチェック面談もやり方は職場次第ですのでご相談いただければと思えます。



健康管理係 月～金

67-2295（代表）
健康管理係まで

